

コーポレート・ガバナンス報告書

2021年5月21日

株式会社アイダ設計

代表取締役社長 會田 貞光

問合せ先：取締役管理本部長 下口 崇

048-650-0222（代表）

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、継続的に企業価値を向上させ、また、当社を取り巻く株主、お客様、従業員、取引先等の利害関係者の信頼を得られるよう、迅速かつ適正な意思決定を図り、効率性と透明性の高い経営体制の確立に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
會田 貞光	21,422,900	56.76
㈱光大史	11,390,300	30.17
會田 大輔	1,212,400	3.21
アイダ設計社員持株会	1,074,400	2.84
會田 亜矢子	735,300	1.94
尾島 努	377,900	1.00
會田 唯乃	245,000	0.64
會田 悠翔	245,000	0.64
會田 翼麻	245,000	0.64
吉澄 満子	114,600	0.30

(注) 2020年12月18日開催の取締役会決議により、2021年1月20日付で普通株式1株を100株に分割しております。これにより発行済株式数は37,365,273株増加し、37,742,700株となっております。また、当該株式分割に伴う定款変更を行い、発行可能株式総数は76,032,000株増加し、76,800,000株となっております。

支配株主名	會田 貞光
-------	-------

親会社名	なし
親会社の上場取引所	—

補足説明

株式会社光大史は創業家の資産管理会社です。

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	3月
業種	不動産業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上 1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

<p>支配株主との取引等を行う際は、当該取引等の必要性及び条件が通常の取引条件と著しく相違しないことを確認し、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応してまいります。</p> <p>なお、関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要としております。取締役会において適時関連当事者取引を把握することで、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。</p>

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名以内
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	9名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
川村 達郎	その他												
岩井 克己	その他												

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川村 達郎	○	—	<p>長年にわたり企業経営者として活躍され、幅広い見識と豊富な経験を有しており、当社の経営事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしていただけると判断し、社外取締役に選任しております。</p> <p>また同氏は、当社との間に利害関係はなく、証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利</p>

			益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
岩井 克己	○	—	<p>法務省公安調査庁において近畿公安調査局局長、関東公安調査局局長と要職を歴任され、豊富な経験と高度な専門的識見を有しており、当社の社外取締役として適任であると判断し、選任しております。</p> <p>また同氏は、当社との間に利害関係はなく、証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成及び委員長（議長）の属性

指名委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

報酬委員会に相当する任意の委員会

委員会の名称			指名・報酬諮問委員会			
全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社内有識者 (名)	その他 (名)	委員長 (議長)
3	0	1	2	0	0	社外取締役

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査室及び監査法人は、相互に連絡を取り合って情報交換し、課題・改善事項について共有し、より有用な監査を行うべく、連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
船田 信義	税理士													
佐藤 紀彦	公認会計士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
船田 信義	○	—	<p>税理士として税務の専門家としての専門的な知識・経験等を活かし、広範かつ高度な視野で適切な監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。</p> <p>また同氏は、当社との間に利害関係はなく、証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>
佐藤 紀彦	○	—	<p>公認会計士及び税理士としての専門的な知識・経験等を活かし、広範かつ高度な視野で適切な監査を行っていただけると判断し、社外監査役に選任しております。</p> <p>また同氏は、当社との間に利害関係はなく、証券取引所の定める独立性基準に抵触せず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	4名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

取締役へのインセンティブ付与は行っていません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない
------	---------------

該当項目に関する補足説明

当社では役員報酬の総額を開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役報酬及び監査役報酬は、株主総会においてご承認いただいた確定額報酬枠の範囲内で、指名・報酬諮問委員会の審議ののち、その具体的金額を取締役については取締役会で、監査役については監査役会の決議で決定しております。
--

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対するサポートは経営企画室並びに内部監査室を中心に行っており、社外役員からの要請に基づき、各種資料の提供や準備、情報の提供、意見交換等を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>【取締役会】</p> <p>当社の取締役会は取締役9名(うち社外取締役2名)により構成され、原則として月に1回の定例会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営方針その他重要事項を迅速に決定するとともに、取締役の職務執行状況を確認しております。</p> <p>【監査役会】</p> <p>当社は、監査役会設置会社であります。監査役会は監査役3名(うち社外監査役2名)により構成され、月に1回以上監査役会を開催して監査計画に基づく監査実施状況を報告するとともに、各監査役の経営情報等を共有することによって、監査業務の充実を図っております。ガバナンスのあり方とその運営状況を常に監視し、取締役の職務の執行を含む日常的活動の監査を行っております。また、各監査役は取締役会に出席し、法令順守の状況を確認しております。さらに常勤監査役につきましては、重要会議への出席、重要書類の閲覧等により、業務執行上の監査を行っております。</p> <p>【内部監査室】</p> <p>当社の内部統制及びその業務執行状況につきまして、代表取締役社長直下の組織として内部監査室を</p>
--

設置しております。各本部以下全部署及び全店舗を対象とし、定期監査を行っております。監査終了後、速やかに監査報告書を作成し、必要があれば改善事項の指摘・指導を行っております。

【会計監査】

当社は、会計監査人として、四谷監査法人と会社法監査契約を締結し、従来より会社法監査を受けております。監査を執行した公認会計士は、田口邦宏氏、野田高廣氏の2名であり、会社法監査期間は、田口邦宏氏は異動前の監査法人における監査年数を合算して12年であり、野田高廣氏は四谷監査法人における9年であります。また、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第5項の規定に基づき、当社グループの連結財務諸表の監査を第40期より受けております。なお、連結財務諸表の監査を執行した公認会計士は、田口邦宏氏、野田高廣氏の2名でありいずれも継続監査年数は7年以内であります。当該監査業務にかかる補助者は公認会計士4名であります。

当社グループと監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。また、当社は、会社法第427条第1項に基づき、会計監査人との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該会計監査人が責任の原因となった職務の遂行につき、善意でかつ重大な過失がない場合に限定されます。

【リスク管理委員会】

当社では、市場、情報セキュリティ、労務、製品の品質・安全等さまざまな事業運営上のリスクについて、リスク管理規程を制定し、代表取締役専務取締役を委員長とする社内横断的なリスク管理委員会を設置してリスク管理を行うこととしております。

また、コンプライアンスにつきましてもリスク管理の一つと捉え、リスク管理委員会においてその体制強化・周知徹底に努めております。

【指名・報酬諮問委員会】

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的として、取締役会の諮問機関として、指名・報酬諮問委員会を設置しております。

委員会は、社外取締役の2名及び社内取締役1名で構成され、運営がなされております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は取締役9名で構成される取締役会、監査役3名で構成される監査役会を設置する監査役会設置会社であります。このうち社外取締役を2名、社外監査役を2名選任していることから、外部の視点からの経営監督機能は有効に機能していると判断し、この体制を採用しております。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に、IR 情報ページを設け、TDnet において開示された情報や決算情報、発行者情報、特定証券情報等を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営企画室にて対応しております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	<p>当社は、「人を育み、夢を叶え、心豊かに」の企業理念のもと、株主、顧客、取引先、地域社会、従業員等の、会社を取り巻くステークホルダーの尊重を図ることとしております。</p> <p>また、企業としての社会的責任を果たすため、コンプライアンス体制やリスク管理体制を整備・強化し、内部通報制度を設けることで従業員によるリスク情報等の報告を受け付け、問題の早期発見と迅速な是正措置を行うこととしております。</p>
環境保全活動、CSR 活動等の実施	<p>当社では、省エネルギー性能を兼ね備えたネット・ゼロ・エネルギーハウス (ZEH) 住宅の販売に取り組んでいます。ZEH 住宅とは、住宅の冷暖房、給湯、換気、照明に必要なエネルギー消費量である、住まいの年間一次エネルギー消費が、省エネと創エネ効果を組み合わせるとおおむね“ゼロ”になる住まいのことで、温室効果ガス削減による環境保全に繋がっています。また、ISO14001 を取得し、事業活動による環境に与える影響を低減し、事業の持続性を保つ仕組みを整えております。</p>
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	<p>当社は、各法令や東京証券取引所の規則にしたがって、迅速かつ積極的に開示を行うことが重要な経営課題の一つであると認識しております。</p> <p>そのような認識のもと、法令等で求められている開示の他にも、株主をはじめとするステークホルダーの皆様にとって重要と判断した情報については当社ホームページにて開示する方針であります。</p> <p>法令等で求められる開示以外の重要な開示事項として以下の項目を想定しております。</p> <p>①企業理念 ②経営戦略及び経営計画 ③コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方</p>
その他	<p>当社では女性社員の活躍推進に取り組んでおり、2017 年 6 月に 1 名、取締役 に就任しております。</p>

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制（内部統制システム）の基本方針を以下のように定めております。

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会については、取締役会規程の定めに従いその適切な運営を確保しております。

取締役会は、月1回これを開催することを原則とし、その他必要に応じて随時開催して、取締役間の意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監督し、必要に応じ外部の専門家を出席させ、法令定款違反行為を未然に防止しております。

取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、直ちにリスク管理委員会事務局に報告するものとし、リスク管理委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止の具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。

② 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

使用人は、当社で設置している内部通報制度を利用することが可能になっております。コンプライアンスリスク等を未然防止させるリスク管理委員会等の体制を構築しており、全社的にコンプライアンスに対する意識を高めております。

また、年1回以上行っている当社全従業員が出席する全体会議において、役員等が法令遵守事項、定款・規程遵守事項などを説明し、コンプライアンス、コーポレートガバナンスに対する意識を高めております。

③ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社においても、当社同様、内部通報制度を設置しており、当社グループにおけるコンプライアンスの実効性を確保しております。

また、内部監査室による業務監査を年1回以上行っており、コンプライアンスの観点の監査も行い、適合状況をチェックする体制を構築しております。

④ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報を含む経営情報については、文書管理規程に則り、各業務担当部署又は総務部において、適正な保存及び管理を行うこととしております。

保存されている書類については、取締役及び監査役は常時閲覧可能としております。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理に関しては、リスク管理規程に則り、各部署長をリスク管理責任者として、部署内のリスク管理をするとともに、リスク管理委員会を設置し、各部署において発生するリスク、発生し得るリスクについて対応策を講じる体制となっております。

万が一損失が発生した場合、リスク管理責任者の報告や内部通報制度によって、早急な状況把握ができるようになっており、リスク管理委員会において、発生事実の確認及び分析、再発防止の具体的な対応策を検討し、必要に応じた社内体制の改善が図られることとなっております。

また、上記のリスク管理体制の適用範囲に関しては、子会社も含めており、当社グループ全体の業務

の適正化を図っております。

⑥ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督しております。

⑦ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

関係会社管理規程の方針に基づき、子会社経営の効率性確保の体制を構築しております。

⑧ 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

子会社において経営上重要な事項を決定する場合は、関係会社管理規程及び関係会社管理事項細則に基づき、事前に当社と協議をし、承認を得る体制をとっております。

また、業績については定期的に当社に報告するものとしております。

⑨ その他当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社においては内部通報制度を設置しており、業務における適正の確保に努めております。

また、年1回以上行っている、当社全従業員が出席する全体会議に子会社役員も出席をし、グループ全体の業務適正を確保するよう、意識を高めております。

当社経営企画室が子会社管理を統括しており、詳細な業務管理については、関連業務のある各部署が行っております。業務内容については、適時打ち合わせを行い、密接な連携を取ることで、適正な業務運営の確保に努めております。

⑩ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役が補助使用人を求めた場合、監査役室に必要とされる人員を配置し、監査業務を補助すべき使用人とするものとしております。

⑪ 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役室所属使用人の取締役からの独立性を確保するため、当該使用人の人事異動、人事考課、懲罰については監査役会に相談し、意見を求めるものとしております。

⑫ 監査役を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助すべき使用人には、職務に必要な知識・能力を備えた者を配置することとし、必要な会議への出席（監査役等の代理出席を含む）、必要な調査権限・情報収集権限を付与するとともに、内部監査部門をはじめとする執行側各部署の協力体制を確保することとしております。

⑬ 取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制

取締役及び使用人は、職務執行に関し、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実又は会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を知ったときは、直ちに監査役会に報告することとしております。

当社で設置している内部通報制度については、監査役会の求めに応じて、所管部門から間接的に報告することとしております。

また、取締役及び使用人は監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の説明をすることとしております。

子会社の役員等からの報告については、当該子会社の執行部門や子会社から報告を受けた当社子会社

の所管部署等を経由して、監査役の監査に資する情報等を間接的に監査役に報告することとしております。

⑭ 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役及び使用人及び子会社の役員等、使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役会の求めに応じて、その職務の執行に関する事項の報告及び説明をすることとする旨規定しており、そのことにより、人事上の不利益な処分は行わないこととしております。

⑮ 監査役の職務の執行について生ずる監査費用の前払又は償還の手続その他の監査費用等の処理に係る方針に関する事項

会社法第 388 条の規定に従い、処理するものとしております。通常の監査費用については、監査役会の監査計画書に基づき予算化したものの提出を受け、協議の上決定しております。

また、有事における監査費用についても、必要に応じ処理する方針としております。

⑯ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、監査役監査の重要性と有用性を認識及び理解し、監査が実効的に行われる体制をとることとしております。

代表取締役、監査法人、監査役会は、それぞれ定期的に意見交換会を開催する体制をとることとしております。

内部監査室は、監査役会と緊密に連携する体制をとることとしております。

必要な場合、専門家（弁護士、税理士等）と監査役会は、意思疎通を図ることのできる体制にしております。

公益社団法人「日本監査役協会」に加入し、監査役の知識、技量の確立を図ることのできる体制にしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力とは一切の関係を持たないという方針のもと、取締役が当社の主要な会議で、その旨を折に触れ、注意を促しております。

当社における反社会的勢力排除体制としましては、「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、所管部署は総務部として、運用を行っております。具体的には、新規取引先については、外部調査機関等を用いて情報収集を行い、事前にチェックを行っております。また、取引先との間で締結する契約書において、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の条項を盛り込んでおります。

V. その他

1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

該当項目に関する補足説明

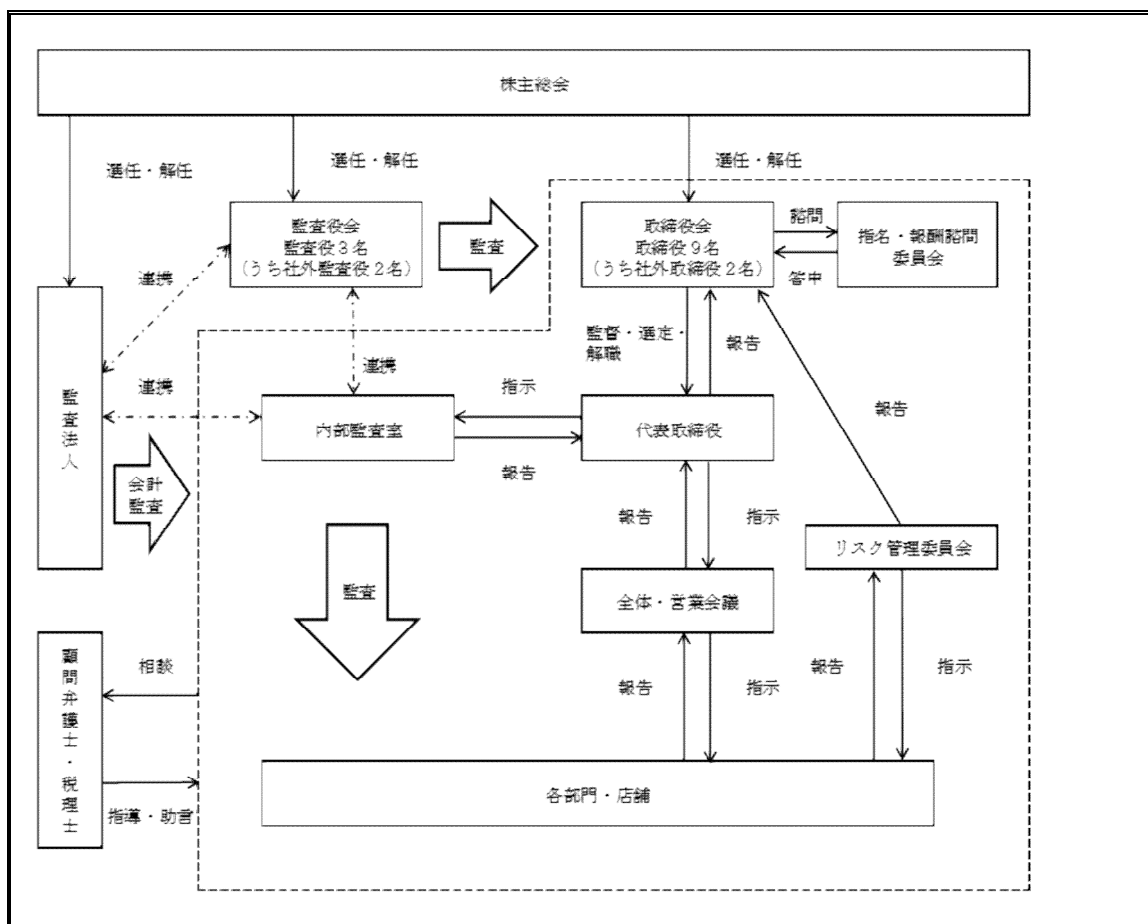
現在は特段の買収防衛策を定めておりませんが、現在でも社員持株会が株式を一部保有している等、予防策の下地は出来ていると考えております。

将来的には敵対的買収の予防策、対抗策を検討し、必要に応じて導入していきたいと考えております。

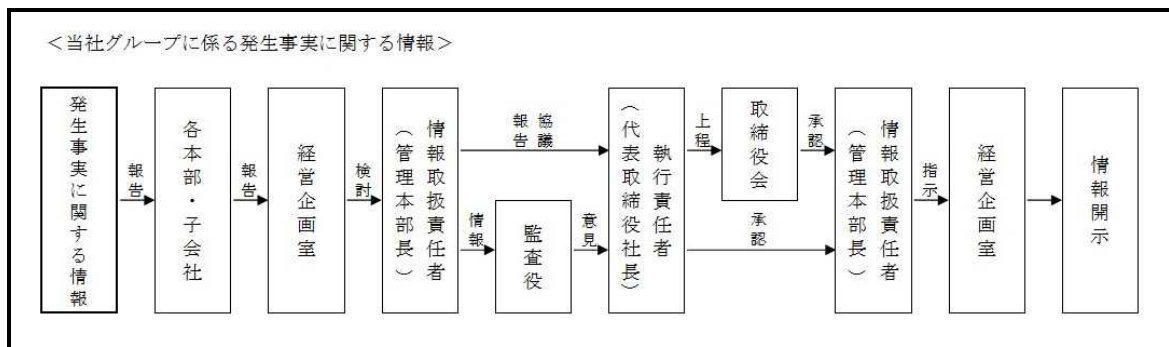
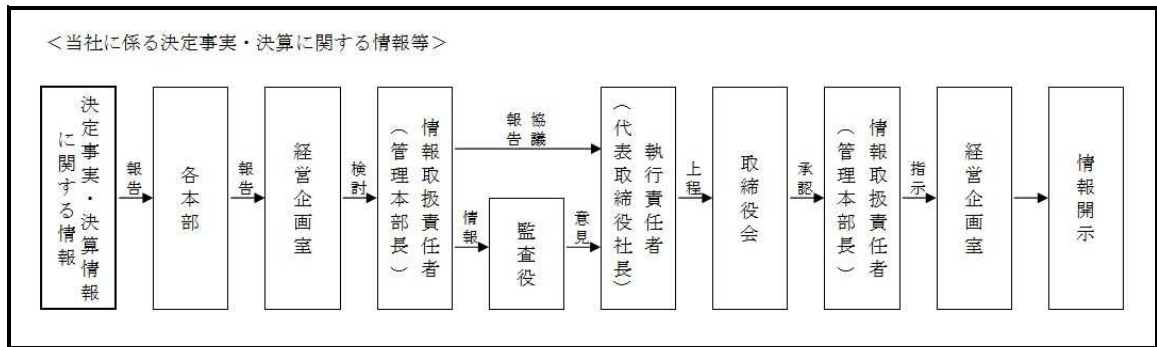
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示体制の概要は、次の図のとおりです。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上